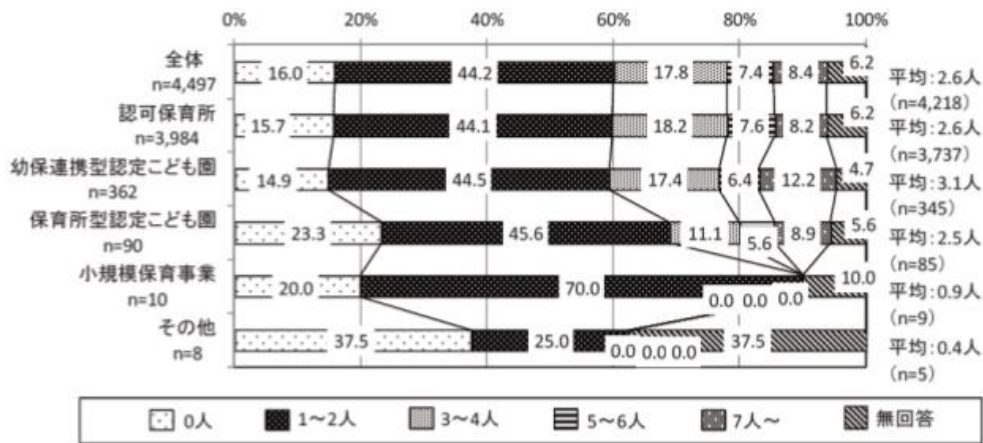
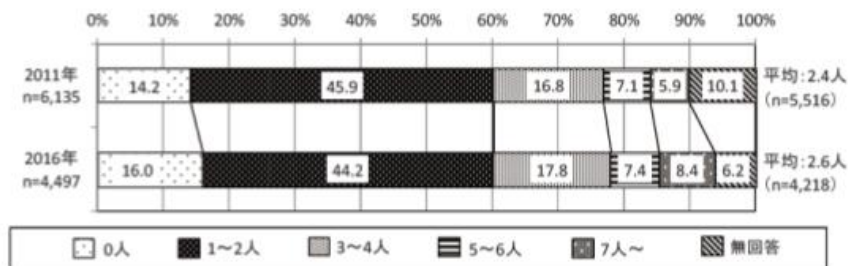


## 施設種別 障害児保育対象児童数が示唆する 新規資格・制度創出の必要性

図表 131 施設種別別 障害児保育対象児童数：数値回答



図表 132 2011年との比較



出所：社会福祉法人全国社会福祉協議会（平成 30 年8月2日）「『保育の質』を確保・向上するための取り組みと課題」（保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会（第 4 回）資料1-1）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/11907000/000343324.pdf>

上の図は、保育施設の種別別に、障害児保育対象児童数が在籍する施設がどれくらいの割合で存在するかを示したものである。0人という施設も一定数あるものの、8割近い施設では障害児保育の対象となる児童が存在している。認可保育所やこども園といった数十人または百数十人の子どもが在園する施設では、7人以上も障害児保育対象児が在籍している施設が1割程度ある。

2011年との比較では、障害児保育対象児童がいる施設割合は減少しているものの、3人以上の障害児保育対象児が存在する施設割合は増加しており、対象児の平均人数も2.4人から2.6人へと増加している。

また、明確に障害児保育の対象とはならないものの、特別な支援が必要な子が在籍する施設割合は3~4割程度であり、平均では4.1人もいることが別の設問で明らかになっている。

そのような、通常の保育にとどまらず、障害に関する知識や理解が必要な子への支援に対してどのように対応をしているかという、現在では加配、つまり単純に保育士を増やすことが主になっている。しかしながら、この保

育士が障害に関する知識や理解、経験などがあるかどうかということについての規定はなく、何ら担保されていない状態である。

就学前の障害児に関する資格は民間資格のみである。国家資格で近いのは作業療法士などが挙げられるが、療育専門としている現場には携わることはあっても、保育施設に関わる事例は少ない。国や自治体などが障害児保育の研修を設けてはいるが、これも受講するのみで、その知識や理解が受講者である保育士に身につくどれくらいのレベルで実践できているのかということは何ら測定されていない状況である。

そのため、障害を持っている又は特別な支援が必要な子に対する十分な支援ができているとはとても言いえないことが保育現場では多くある。またその子に注意を払うあまり他の子に手が回らず全体の保育が安定しないということもよく起こる事例である。さらには、それらのことが保育士自身の大きな精神的負担となっている。

この現状を解消するためには、保育士とは別に新たな資格や制度の創出が必要なのではないだろうか。国家資格とまでは言わず、子育て支援員のように自治体が主となるもので構わないので、一定の知識・経験を得られる研修及びそのことを担保する試験合格を要件とした資格である。併せて、高齢者介護の通所介護における機能訓練指導員のように、作業療法士や上記の新設資格者を週に何時間か規定しその施設に勤務させる制度を創出する。そうすれば、一人の人間が複数の施設を毎週定期的に回るができるうえに継続性のある支援が可能となる。これならば、子育て中などで埋もれている作業療法士などの資格者を有効活用することができる。

ただでさえ保育士不足の問題が起こっている中、子どもに関することならなんでも保育士資格の領域にする、ということは、これ以上は控えるべきではないだろうか。

●当レポートは、信頼できると思われる各種データに基づいて作成されていますが、当社はその正確性、完全性を保証するものではありません。当レポートのご利用に際しては、ご自身の判断にてお願い申し上げます。また、当レポートは執筆者の見解に基づき作成されたものであり、当社の統一した見解を示すものではありません。なお、当レポートに記載された内容は予告なしに変更されることもあります。当レポートは著作物であり、著作権法に基づき保護されています。当レポートの全文又は一部を著作権法の定める範囲を超えて無断で複製、翻訳、翻案、出版、販売、貸与、転載することを禁じます。